

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 この規程は、京都大学における総長の事務の部局の長等への委任及び部局の長等による専決等について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規程は、京都大学(以下「本学」という。)における総長の事務の部局の長等への委任及び部局の長等による専決等について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロ          ンストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実          施本部事務室(以下「事務本部の各組織」という。)の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p>	<p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロ          ンストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実          施本部事務・DX推進室(以下「事務本部の各組織」という。)の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p>
<p>(中 略)</p>	
	<p>第9条の5 総長は、本学全体に係る国際教育交流に関する事務(次項に掲げるものを除く。)については学生担当の理事に、国際交流会館に関する事務(次項に掲げるものを除く。)については国際担当理事に、本学全体に係る大学院横断プログラムに関する事務及び教育関連補助金等に関する事務(次項に掲げるものを除く。)については教育担当の理事に委任する。この場合において、学生担当の理事、国際担当の理事及び教育担当の理事は、必要と認めるときは、委任された事項について、国際・共通教育推進部長に再委任することができる。</p> <p>2 本学全体に係る国際教育交流に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務については学生担当の理事が、国際交流会館に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務については国際担当の理事が、本学全体に係る大学院横断プログラムに関する事務及び教育関連補助金等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務については教育担当の理事が、専決するものとする。</p> <p>(1) 日本留学試験の成績照会登録          (2) 寄附金の申請及び受入れの決定          (3) 教育関連補助金、各種奨学金及び国費外国人留学生等に係る申請及び報告書等の提出          (4) 国際交流会館の消防計画等の届出          (5) スーパーグローバル教育プログラムに係る会議に関すること及び修了認定書の発行</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、学生担当の理事、国際担当の理事及び教育担当の理事は、前項各号に掲げる事務のうち軽微なものについては、国際・共通教育推進部長に専決させることができる。</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局、各学系等又は事務本部の各組織の長並びに第4条第2項の規定により当該事務</p>	<p>第12条 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>を専決することとされた各部局又は各学系等の長は、その事務を、部局又は事務本部の各組織にあっては当該部局又は事務本部の各組織の職員に、学系等にあっては当該学系等の事務を処理する事務組織の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局、学系等又は事務本部の各組織の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>2 第9条の5第1項の規定により委任を受けた学生担当の理事若しくは国際担当の理事若しくは教育担当の理事又は国際・共通教育推進部長及び同条第2項の規定により当該事務を専決することとされた学生担当の理事若しくは国際担当の理事若しくは教育担当の理事又は国際・共通教育推進部長は、その事務を、国際・共通教育推進部の職員に専決させることができる。この場合において、学生担当の理事若しくは国際担当の理事若しくは教育担当の理事又は国際・共通教育推進部長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</u></p> <p>附 則（令和5年3月総長裁定） この規程は、令和5年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>